

実践講座臨時号 へ上級編

『古文書からみるアウトロー（中央図書館2階ギャラリー展示）』より

乍^レ恐以^ニ書付^一奉^ニ申上^一候

（小川家文書G2-80）

一小川村名主弥^ニ郎奉^ニ申上^一候、村方永尋中

当時無宿幸蔵是迄之始末有体奉^ニ

申上^一候、此段

一当村無宿幸蔵儀当拾四ヶ年前辰年六月十四日、

隣村野口村天王祭礼^え幸蔵并^ニ弟梅次郎伝六

三人連^ニて罷越、同村百姓新右衛門倅外壺人^え喧嘩

仕掛所持之短刀^ヲ以疵為^レ負候^ニ付支配役所^え同村^ト

出願御檢使として小野鋤太郎様御出役之上夫々

御糺御座候節、扱人立入内済相成候

得共、幸蔵儀者旧悪人殺之始末嚴重御吟味^ニ相成

申訳難^ニ相立^一、其場^ト欠落致候^ニ付九切百八十日

尋方被^ニ仰付^一、日限^ニ至り不^ニ尋出^一段親類村役人一同不埒

^ニ付御詫之上帳外被^ニ仰付^一、無宿^ニ相成候儀^ニ御座候

本文旧悪人殺し之義者同人叔父甚蔵と申者

豆腐屋渡世罷在同人方^ニて雇置候職人名前失念

右之もの^ヲ殺御上水^え投込候始末御吟味^ニ御座候

（以下略）

「用語」

ありてい
有体…ありのまま。いつわりのないこと。

九切…区切

かけおち

欠落…居村を去って他所に逃げ去る事。出奔。

帳外…何らかの事情（罰則、失踪など）により、人別帳から記載を外すこと。
と。

「解説」

これは明治三年九月八日、小川村名主弥次郎から葦山県の支配所に宛てた文書で、小川村の博徒幸蔵のこれまでの悪事の罪状です。

十四年前の六月十四日、野口村天王祭（現東村山市八坂神社の祭礼）で幸蔵と弟梅次郎、伝六の三人で出かけ、同村百姓新右衛門倅ほか一人へ喧嘩を仕掛け、疵を負わせてしまいました。同村より支配役所へ訴えられ、小野鈷太郎様が出役し糾明されましたが、幸蔵は過去の悪事である人殺しの件について言い逃れが出来なくなり、その場から逃亡してしまいました。その一件というのは、幸蔵が叔父甚蔵の営む豆腐屋の職人を絞め殺し遺体を御上水（玉川上水）へ投げ込んだというものです。

次に文字を見ていきましょう。今回は前回までの『村明細』より難易度が高めです。表題の

「乍恐以書付奉申上」から

くずしが顕著ですが、決まり文句ですので、このまま覚えましょう。

書

「書」は常用漢字  と形が全く異なりますが頻出する文字です。

出

「出」と似ているので文脈から判断する様心がけてください。

申上候

「申上候」は記号の様にも見えますが、このままの形で覚えま

しょう。またくずし字では



「名」、



「外」、



「出」、



「地」など、常用漢字には見られない『点』がつく場合があります。

つち

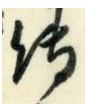
（「土」の様に古字に点がついているものもありますが、漢字の一部が強調・変形し点になる場合もあります。）

當

「當」、



「禮」、



「傳」、



「負」はそれぞれ

「当」「礼」

「伝」「負」の旧字体です。

現在この文書の一部は、小平市中央図書館二階ギャラリー『古文書からみるアウトロー』（令和4年12月14日迄開催中）で紹介しています。他にも多くの関連文書を表示しておりますので、ぜひご覧ください。

